

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

少子高齢化が進む中、核家族化の進行や、地域のつながりの希薄化、価値観の多様化などにより、地域社会が抱える課題は様々な分野の課題が絡み合って複雑化し、また、8050問題¹やダブルケア²、ヤングケアラー³など、個人や世帯においても複数の分野にまたがる課題を抱えるなど、複合化しています。これらは、従来からある公的な制度のみでは解決が困難であり、公的支援についても課題を世帯として捉え、包括的に支援していくことなどが必要とされています。

こうした状況を踏まえ、住民が様々な地域課題に取り組みながら住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせる地域づくりを実現するためには、これまでに以上にきめの細かい対応が求められています。

国においては、地域や個人が抱える課題を多様な主体が「我が事」として受け止め、包括的に支えていく「地域共生社会」の実現に向け、高齢者や障がいのある人、こどもなどの分野にかかわらず包括的に支援するための体制づくりや住民主体により相互に支え合う地域づくりを進めています。

本市においては、平成29年2月に「相馬市総合計画 相馬市マスタープラン2017」を策定し、人と地域が相互に支え合いながら、将来にわたって安心して充実した市民生活を送ることができる、活力ある地域社会を築いていくことを最重要課題とし、市民がそれぞれの人生のステージで地域に参画することで、「子どもたちに希望を」「青壮年にいきがいを」「高齢者に安心を」の理念の実現を目指しています。

本計画は、相馬市総合計画の理念を踏まえ、地域福祉関連施策の推進と仕組みづくりを通して、各世代の幅広い住民の主体的な参加と協働によって、人がつながり、共に支え合い、いきいきと安心して暮らすことができる地域共生社会を実現するため策定するものです。

¹ 80代の高齢の親とひきこもりなどの50代の子どもの組み合わせに関連する問題。高齢の親が中年の子どもを支える状況。

² 子育てと親（または配偶者など）の介護が同時期に重なる状況。

³ 家族にケアを必要とする人がいる場合に18歳未満の子どもが家事などを行うこと。

2 地域福祉について

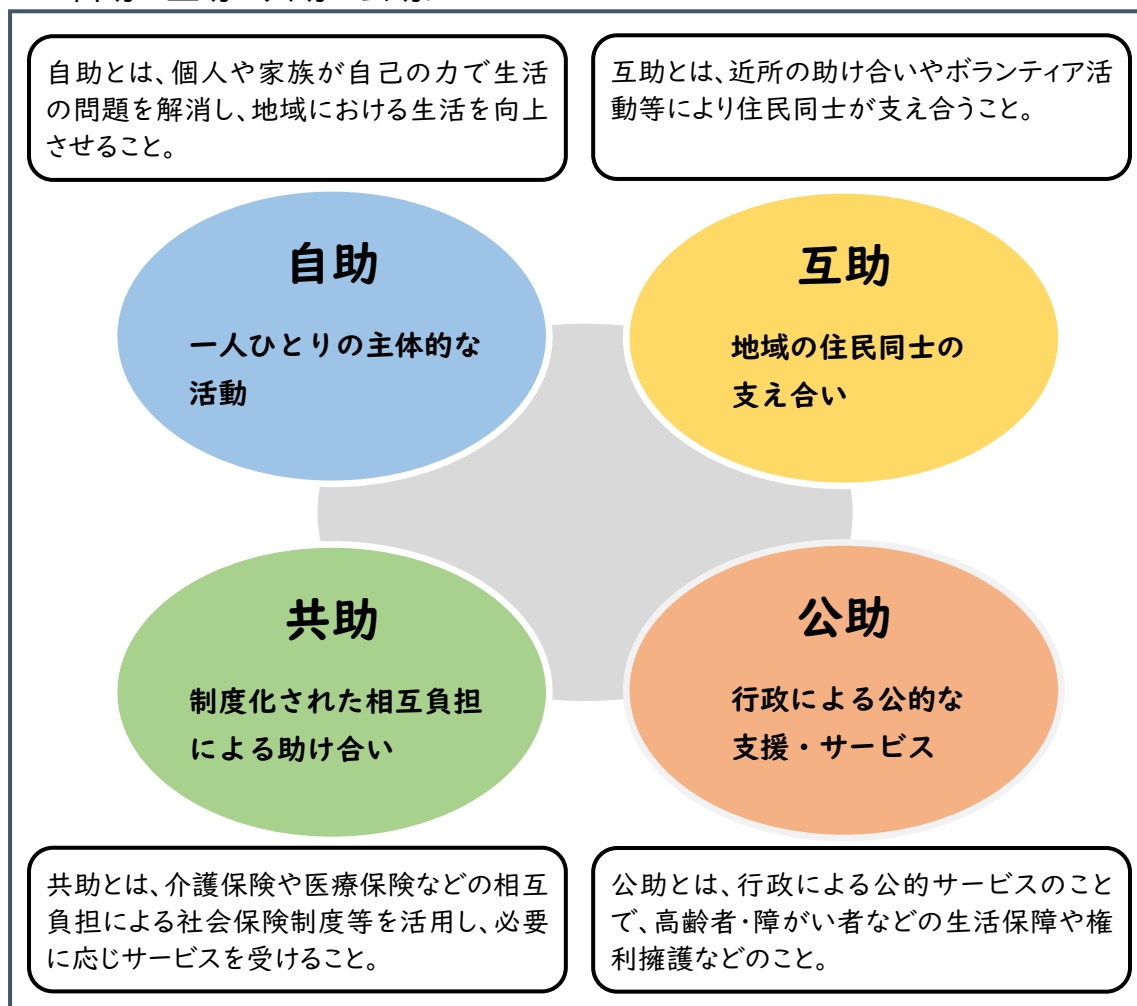
(1) 地域福祉について

地域福祉とは、住民一人ひとりが地域社会の一員であることを認識しつつ、住み慣れた地域において、安全・安心に自分らしく日常生活を送ることができるように、地域住民、事業者、行政など地域に関わりのある様々な主体が、地域や世帯が抱える課題について、お互いに尊重し、支え合いながら、解消に取り組む、地域をより良いものにしていくことです。

(2) 自助・互助・共助・公助について

地域福祉の推進にあたっては、自助・互助・共助・公助によるつながり・支え合いの考えが重要になります。自分ができることは自分で行う「自助」、近所や地域の住民同士が支え合う「互助」、社会保険制度等の活用による「共助」、行政による「公助」が、それぞれに連携・協力し、地域福祉の視点から支援する体制整備が求められます。

■自助・互助・共助・公助について



(3) 地域共生社会について

地域共生社会とは、同じ地域で暮らす住民一人ひとりが、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、自分ができることを行ってお互いに助け合い、支え合い、生きがいを持って、元気に安心して暮らしていける社会のことです。その実現には、地域住民や地域における多様な主体が「我が事」として参画し、人と社会資源が世代や分野を超えてつながり、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことが必要です。

○社会福祉法（抜粋）

（地域福祉の推進）

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

3 計画の位置付け

(1) 計画の位置付け

地域福祉計画は、社会福祉法第107条の規定に基づき策定する市町村の計画で、本市における地域福祉の向上を図るための各施策を展開する基本となるものです。

地域の様々な課題を明らかにし、その解消に向けた取組を、市民や地域における多様な主体が関わり、関係機関、行政等が協力・連携し、推進していく上での指針となります。

また、平成28年に施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき、犯罪や非行をした人の社会復帰等を推進する再犯防止推進計画の内容を含み、同計画を一体的に策定しています。

○社会福祉法（抜粋）

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- （1）地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- （2）地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- （3）地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- （4）地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- （5）地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

○再犯の防止等の推進に関する法律（抜粋）

（地方再犯防止推進計画）

第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

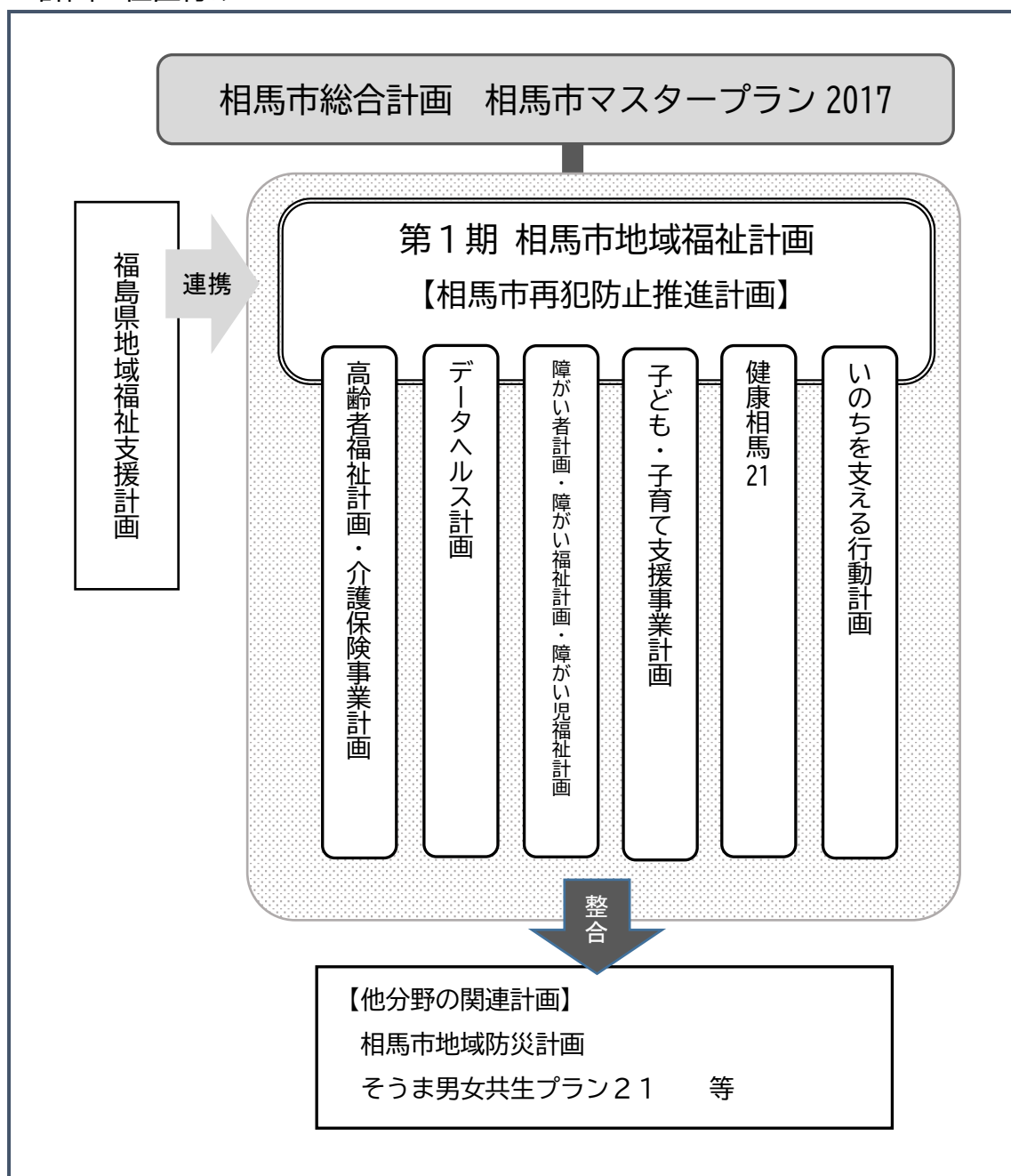
2 都道府県又は市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

(2) 関連計画との関係

地域福祉計画は、「相馬市総合計画 相馬市マスタープラン2017」を上位計画とした個別計画であり、総合計画が目指す理念や将来像の実現に資する保健福祉施策の指針となるものです。

また、高齢者、障がい者、こども・子育て、健康づくりといった保健福祉分野における各計画や他の関連計画との整合を図るとともに、各計画の施策が地域において、より効果的に展開されるよう推進する役割を担います。

■計画の位置付け



4 計画の期間

本計画の期間は、「相馬市総合計画 相馬市マスタープラン2017」の計画期間に合わせて、令和7年度（2025年度）から令和8年度（2026年度）までの2年間とします。

なお、取組状況を点検・精査するとともに、法制度の改正や社会情勢の変化などを踏まえ、状況に応じ見直しを行います。

■計画の期間

	令和 6年 2024	令和 7年 2025	令和 8年 2026	令和 9年 2027	令和 10年 2028	令和 11年 2029	令和 12年 2030	令和 13年 2031
総合計画								
	第3次			次期				
地域福祉計画	—							
		第1期	次期					
子ども・子育て 支援事業計画	第2期	第3期					次期	
高齢者福祉計画 介護保険事業計画		第9期		次期				
障がい者計画 障がい福祉計画 障がい児福祉計画		第7次 第7期 第3期		次期				
健康相馬21	第2次	第3次						
データヘルス計画		第3期					次期	

5 計画の策定体制

本計画の策定にあたって、市民等の意見を広く反映することを目的として、相馬市地域福祉計画検討委員会を設置するとともに、アンケート調査や関係団体調査を実施し、計画への意見の反映に努めました。

(1) 相馬市地域福祉計画策定推進委員会

市民や地域、関係機関等の意見を広く反映した計画とするため、地域福祉の関係者や地域住民の代表者、学識経験者等から構成される「相馬市地域福祉計画策定推進委員会」において、計画案の検討を行いました。

(2) 相馬市地域福祉計画策定ワーキンググループ

計画に掲げる施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、相馬市地域福祉計画策定推進委員会の下部組織として庁内ワーキンググループを組織し、計画内容の検討や施策の調整を行いました。

(3) アンケート調査

計画策定の基礎資料とするため、市民の地域との関わりや地域活動の状況、地域福祉についての意識等を把握することを目的に、地域福祉計画に関するアンケート調査を行いました。

(4) 関係団体調査

福祉や地域活動に関わる団体等に対して、地域福祉における課題や取組等について調査を行いました。

